



世界目標と企業の生物多様性保全



2023.1.25

国連大学サステナビリティ高等研究所
渡辺 綱男

戦略計画2011-2020（愛知目標）

【長期目標】 **自然と共生する世界**（2050年）

【短期目標】
生物多様性の損失を止めるため
効果的かつ緊急の行動を実施（2020年）



Driver（根本的原因）

戦略目標A. 生物多様性を主流化し、
生物多様性の損失の根本原因に対処。

Pressure（圧力）

戦略目標B. 直接的な圧力の
減少、持続可能な利用の促進

Response（対策・政策）

戦略目標E. 参加型計画立案、知識
管理と能力開発を通じて実施を強化

State（状態）

戦略目標C. 生態系、種及び遺
伝子の多様性を守り生物多様性
の状況を改善

Impact/Benefit（悪影響/恩恵）

戦略目標D. 生物多様性及び生態系
サービスからの恩恵の強化

20の個別目標（愛知目標）

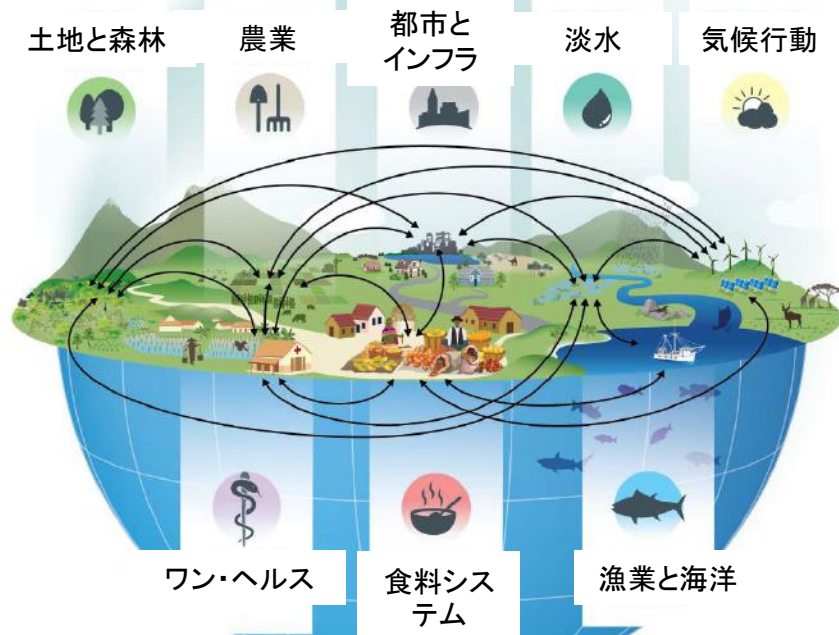
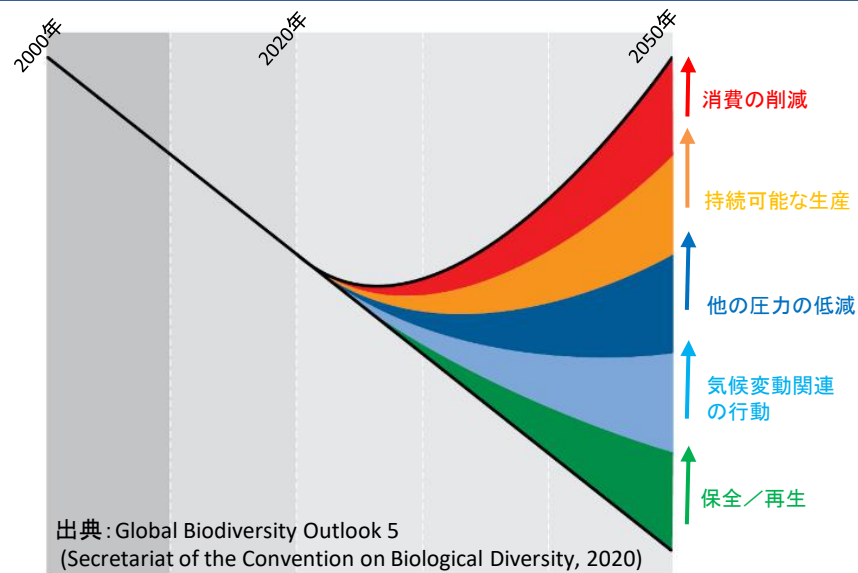
地球規模生物多様性概況第5版(GBO5)(2020/9)のポイント

生物多様性の損失を低減し回復させるための行動

- ・「今まで通り(business as usual)」からの脱却、**社会変革**(transformative change)が必要。
- ・**個別ではなく連携した対応が必要**。
- ・これにより、生物多様性の低下を止め、増加に転じさせることで、2030年以後に**生物多様性のネット・ゲイン**を実現する可能性を指摘。

2050年ビジョン達成に向けて移行(transition)が必要な8分野

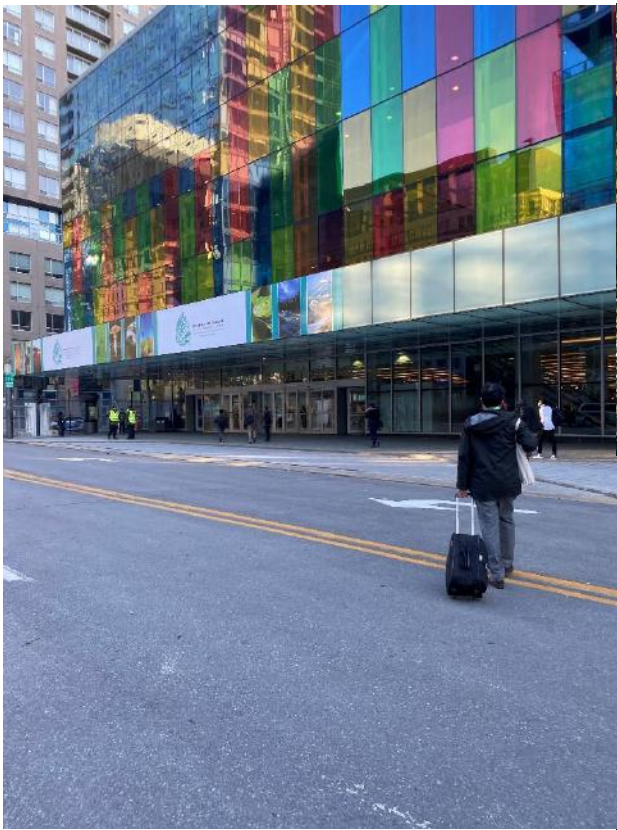
- ①土地と森林・・・生態系の保全・再生
- ②持続可能な淡水・・・水質改善、侵略的種防除、連続性の確保
- ③持続可能な漁業と海洋・・・海洋及び沿岸生態系の保護・再生、漁業再建、水産養殖業の管理
- ④持続可能な農業・・・アグロエコロジー等の農業システムの再設計、生物多様性への悪影響を最小限にした生産性向上
- ⑤持続可能な食料システム・・・肉と魚の消費を抑えた植物主体の食生活、廃棄物の大幅削減
- ⑥都市とインフラ・・・「グリーンインフラ」の展開、都市及びインフラの環境フットプリント低減
- ⑦持続可能な気候行動・・・化石燃料の段階的かつ速やかな廃止、自然を活用した解決策(NbS)
- ⑧生物多様性を含んだワン・ヘルス・・・生態系や野生生物の利用を管理し、健全な生態系と人の健康を促進



生物多様性条約第15回締約国会議（COP15） 第二部

2022年12月7日～19日@カナダ・モントリオール（議長国：中国）

- 2030年までの新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。
- 資源動員については、2023年に地球環境ファシリティ（GEF）※の中に「グローバル生物多様性枠組基金」を設置することとなった。
- 遺伝資源に係るデジタル配列情報（DSI）の利用に係る利益配分については、多数国間メカニズムを設置することと、その詳細は公開作業部会を設置してCOP16に向けて多数国間メカニズム以外の方策も含め検討することとなった。



昆明・モンリオール生物多様性枠組の構造

2050年ビジョン 自然と共生する世界

昆明・モンリオール 2050年ゴール

ゴールA 保全

ゴールB 持続可能な
利用

ゴールC 遺伝資源への
アクセスと利益配分
(ABS)

ゴールD 実施手段

2030年ミッション

必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性を保全するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、人々と地球のために**自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる**

昆明・モンリオール2030年ターゲット (緊急に取るべき行動)

(1) 生物多様性への脅威の縮小

- 1: 空間計画
- 2: 自然再生
- 3: **30by30**
- 4: 種・遺伝子の保全
- 5: 生物採取
- 6: **外来種対策**
- 7: 汚染
- 8: **気候変動**

(2) 人々の需要が満たされる

- 9: 野生種の利用
- 10: 農林漁業
- 11: **自然の調整機能**
- 12: 緑地親水空間

- 13: 遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)

(3) 実施・主流化のツールと解決策

- 14: 生物多様性の主流化
- 15: **ビジネス**
- 16: 持続可能な消費
- 17: バイオセーフティー
- 18: 有害補助金
- 19: 資金
- 20: 能力構築、技術移転
- 21: 知識へのアクセス
- 22: 先住民、女性及び若者
- 23: ジェンダー

実施支援メカニズム / 責任と透明性 / 広報・教育・啓発・取り込み

仮訳

2030年までに、陸域、陸水域並びに沿岸域及び海域の少なくとも30%、とりわけ生物多様性と生態系の機能及びサービスにとって特に重要な地域が、先住民の伝統的領域を認識しつつ、生態学的に代表的で良く連結され衡平に統治された**保護地域システム**及び**OECM**を通じて効果的に保全及び管理されることを**確実に**及び**可能にする**とともに、適用可能な場合には、**より広域の陸上景観、海洋景観及び海洋に統合**されることを確保及び可能にする。一方で、このような地域において適切な場合には、伝統的領域に関するものを含む先住民及び地域社会の権利を認識及び尊重しつつ、いかなる持続可能な利用は保全の結果と完全に整合させることを確保する。

交渉のポイント

自然と人々のための高い野心連合（HAC）等の同志国とともに、生物多様性の観点から2030年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」を支持。保護地域とOECM（Other Effective area-based Conservation Measures）によって、陸と海のそれぞれについて30%以上の保全を目指すことが目標に組み込まれた。

仮訳

外来種の導入経路の特定及び管理、優先度の高い侵略的外来種の導入及び定着の防止、他の既知または潜在的な**侵略的外来種の導入及び定着率の2030年までの少なくとも50%削減**、特に島嶼などの優先サイトにおける侵略的外来種の根絶又は防除によって、侵略的外来種による生物多様性と生態系サービスへの影響をなくし、最小に留め、低減しそして又は緩和する。

交渉のポイント

我が国の取組と同様に、物流に伴い非意図的に侵入する侵略的外来種（ヒアリ等）への対策に対して、優先度に応じた導入経路管理により、効果的に導入及び定着の防止等を実践するターゲットを目指した。特にヘッドライン指標に関しては、「導入率」ではなく現実的に測定可能な「定着率」とすべきと日本から提案し、モニタリング枠組に係る決定文に採用された。

仮訳

(T8)気候に対する行動による生物多様性への負の影響を最小化し正の影響を向上させる形で、**自然を活用した解決策及び／もしくは生態系を活用したアプローチ**等を用いた緩和、適応、及び防災・減災の行動を通じて、気候変動及び海洋酸性化による生物多様性への影響を最小化するとともに、レジリエンスを増強させる。

(T11)すべての人々と自然のために、**自然を活用した解決策及び／又は生態系に基づくアプローチ**を通じて、大気、水及び気候の調節、土壌の健全性、花粉媒介及び災害リスクの低減、並びに自然災害からの保護などの**生態系の機能とサービス**を含む、**自然がもたらすものを回復、維持及び強化**する。

交渉のポイント

自然を活用した解決策（Nature-based Solutions : NbS）は、気候変動と生物多様性の課題を両輪で解決し効率的な資源動員にもつながることから、日本も支持の方針で交渉。一方、一部の締約国からは懸念も表明されたため、交渉終盤までNbSが新枠組に盛り込まれるか不透明な状況が続いた。最終日前日に公表された議長文書の中にNbSが盛り込まれており、そのまま採択された。

仮訳

企業が以下の事項を実施することを奨励しまた**可能**とし、**特に大企業や多国籍企業、金融機関に対しては確実**にするために、法律、行政、政策の手段を講じる。例えば、

(a) 事業活動、サプライチェーン、バリューチェーン、ポートフォリオに関わるすべての大企業及び多国籍企業、金融機関に対する要求などにより、**生物多様性に対するリスク、依存、影響を定期的に監視、評価し、透明性をもって開示**すること。

交渉のポイント

情報開示等の奨励を“義務的な要求を通じて”行うという当初提案に対し、各国立場が分かれた。日本は、中小零細も含む全者で取り組むべきこと、生物多様性への影響等の評価手法が明らかでないなどにより法制化が難しいことから、“大企業等に関する義務的な要求などにより”とする修正案を提案することで議論を主導。多くの締約国の支持を受けた。一部締約国の反対を受け、結果的に採択文書は“大企業等に対する要求などにより”となった。

ポスト2020 生物多様性枠組 の実施に向けて

- 土地ベースの保全手法(ABCM) を中心に -

目標1(空間計画)

生態学的完全性の高い生態系を含む、生物多様性の重要性が高い地域の損失をゼロに近づけるために、**すべての場が参加型の統合された生物多様性を含む包括的な空間計画**および/または土地及び海域の利用の変化に対処する効果的な**管理プロセス**下に置かれている。その際、先住民と地域社会の権利を尊重すること。

完全性、接続性、重要性、代表性の考察を含む**統合的な空間管理方針**
広域ランドスケープ、シースケープの管理計画

ランドスケープ
アプローチ

再生優先度の高い生態系の抽出、
生態系回復・再生計画

保護区の拡充・強化とOECMの展開

目標2(生態系回復・再生)

生物多様性と生態系の機能とサービス、生態系の完全性と接続性を強化するために、**劣化した陸域、内陸水域、沿岸および海洋の生態系の少なくとも30%が効果的に回復される。**

再生された生態系の一部

目標3

(保護区とOECMs、広域ランドスケープ、シースケープ)

陸域、陸水域並びに沿岸域及び海域の少なくとも30%、特に生物多様性と生態系の機能とサービスにとって重要な地域が、該当する場合は先住民および伝統的な領土を認識した上で、**保護地域およびOECMsの公平に管理されたシステム**により、生態学的に代表的で、適切に接続された環境を通じて効果的に保全および管理される。

そして、それらは、より広域のランドスケープ、シースケープ、そして海洋に**統合**される。さらに、適切な場合、そのような地域で持続可能な利用が完全に行われるようにする。その際、保全の成果と一致する形で、伝統的な領土を含め、先住民と地域社会の権利を認識し尊重する。

ポスト2020 生物多様性枠組 の実施に向けて

- 土地ベースの保全手法（ABCM）を中心に -

目標1(空間計画)

生態学的完全性の高い生態系を含む、生物多様性の重要性が高い地域の損失をゼロに近づけるために、**すべての場が参加型の統合された生物多様性を含む包括的な空間計画および/または土地及び海域の利用の変化に対処する効果的な管理プロセス下に置かれている。**その際、先住民と地域社会の権利を尊重すること。

完全性 接続性 重要性 代表性の考察を含む**統合的な空間管理方針**

ランドスケープアプローチにより、
目標1、2、3を一体的、統合的に実施することが重要。

再生優先度の
生態系回復・再

ABCMの展開

目標2(生態系)

生物多様性と生態系回復、生態系の劣化を防止するために、**沿岸および海洋の生態系の少なくとも30%が効果的に回復される。**

同時に生物多様性を回復する場合は先住民の知識と経験を尊重し、先住民の権利を尊重する。先住民の知識と経験を尊重し、先住民の権利を尊重する。先住民の知識と経験を尊重し、先住民の権利を尊重する。
民族および伝統的な領土を認識した上で、**保護地域およびOECMsの公平に管理されたシステムにより、生態学的に代表的で、適切に接続された環境を通じて効果的に保全および管理される。**
そして、それらは、より広域のランドスケープ、シースケープ、そして海洋に**統合**される。さらに、適切な場合、そのような地域で持続可能な利用が完全に行われるようにする。その際、保全の成果と一致する形で、伝統的な領土を含め、先住民と地域社会の権利を認識し尊重する。

再生された生態系の一部

国連生態系回復の10年 (2021-2030)

もはや保全努力だけでは間に合わない。

生態系を積極的に回復、再生させていく創造的アプローチの必要性



- ❖ 生物多様性条約COP14からの要請を受け、第73回国連総会にて決議73/284として採択されたもの。決議は、国連加盟国に対し、生態系回復のための資金の確保や科学研究の実施、生態系回復を国家発展計画に組み込むこと、生態系劣化を防止するための計画策定、既存の生態系回復事業の強化、経験や優良事例の共有促進を奨励。
- ❖ 国連環境計画（UNEP）、国連食糧農業機関（FAO）が主導機関。
- ❖ パートナー/協力機関としてユネスコ、世界保健機関（WHO）、生物多様性条約（CBD）、気候変動枠組条約（UNFCCC）、世界銀行（WB）、世界経済フォーラム（WEF）等が名前を連ねており、国連大学（UNU）もそのメンバーとなっている。
- ❖ 自然生態系に加え、農地の生態系や都市の生態系など、あらゆる生態系が再生の対象。
- ❖ ポスト2020生物多様性枠組の目標2は生態系回復に関する目標。生物多様性条約の締約国は保護区、OECMsによる保全のみならず、2030年までに生態系を回復していくことについても合意。

枠組実施のための考慮事項（セクションC）

- 枠組文章量の肥大化防止等のため、枠組全体に共通して考慮される事項をまとめたセクション。
- 具体的には、次の要素が盛り込まれた。
 - ・IPLC（先住民や地域コミュニティ）への配慮
 - ・多様な価値システム
 - ・全政府的及び全社会的アプローチ
 - ・各国の状況、優先事項及び能力
 - ・ターゲットに向けた集団的努力
 - ・発展の権利
 - ・人権に基づくアプローチ
 - ・ジェンダー
 - ・条約の3つの目的と議定書の達成とバランスのとれた実施
 - ・国際的な協定または法的文書との一致
 - ・リオ宣言の原則
 - ・科学とイノベーション
 - ・エコシステムアプローチ
 - ・世代間衡平性
 - ・公式および非公式の教育
 - ・資金へのアクセス
 - ・協力とシナジー
 - ・生物多様性と健康

2030ミッション（セクションF）

To take urgent action to halt and reverse biodiversity loss to put nature on a path to recovery for the benefit of people and planet by conserving and sustainably using biodiversity, and ensuring the fair and equitable sharing of benefits from the use of genetic resources, while providing the necessary means of implementation.

（仮訳）

必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性を保全するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、人々と地球のために**自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる**

（「ネイチャー・ポジティブを目指す」というフレーズは、議長提案素案の段階で削除された）